

第4章 具体的な取り組みと役割分担

- 1 気軽に地域福祉活動に参加できる環境づくり
- 2 適切な福祉サービスを利用できる仕組みづくり
- 3 支え合い・助け合いの地域づくり
- 4 各種団体等既存事業の見直し

1 気軽に地域福祉活動に参加できる環境づくり

気軽に地域福祉活動に参加できる環境づくり	ボランティア・市民活動センターの充実(社協重点)
	災害ボランティアセンターの充実(社協重点)
	地域福祉に関する啓発活動の推進
	週一元気アップ教室の推進
	サロン活動の充実
	交流の場の推進

(1) ボランティア・市民活動センターの充実

地域福祉の推進には、地域住民のサポートは不可欠であり、住民同士の支え合い活動の基本がボランティア活動であると考えます。各ボランティアに対して必要な情報や研修等の情報提供を行い、ボランティア活動の充実を図ります。

(主な実施目標)

- ボランティアの把握・支援
- コーディネートの実施
- ボランティア研修の実施(学生含む)
- ボランティア保険の周知
- ボランティア情報の発信
- 夏のボランティア体験月間の充実
- ボランティア協力校の推進

具体的な取り組み・事業	内 容	期日・回数等
ボランティアの把握・支援	個人・団体のボランティア活動を把握し名簿の作成を行います。また、各ボランティアへの支援も検討します。	引き続き実施
コーディネートの実施	ボランティアを必要とする情報の収集に努め、コーディネートがいつでも出来る状態とします。	H31年度より
ボランティア研修の実施(学生含む)	ボランティア養成講座等を行い、ボランティア人材の育成や、学生向けの講座も実施しボランティア活動を身近に感じてもらいます。	H32年度より
ボランティア保険の周知	社協や市の広報誌・ホームページ等を活用し、市民への周知活動を行います。	H31年度より
ボランティア情報の発信	ボランティア活動の情報を集約し、広報誌やホームページなどを活用しながら、市民への情報提供を行います。	H32年度より
夏のボランティア体験月間の充実	学校への周知や受け入れ施設の拡大などを行います。	H32年度より
ボランティア協力校の推進	事業内容の見直しを行い、現状の活動からボランティア活動へつながるような事業への転換を行います。	H32年度より

(2) 災害ボランティアセンターの充実

災害に備え、災害ボランティアセンター機能の充実を図ります。

(主な評価指標と目標)

- 災害ボランティアネットワークの構築
- 社協内の研修・その他県主催の研修会参加
- 被災地支援
- 災害ボランティアセンターの周知
- ボランティア保険の周知
- 定期調整会議の実施（年2回）

具体的な取り組み・事業	内 容	期日・回数等
災害ボランティアネットワークの構築	災害ボランティアセンターの運営は社協のみではできません。よって、日頃より関係機関との繋がり作りが重要となります。特に行政との調整は重要で、ネットワーク構築の要となります。	H31 年度から行政との調整
社協内の研修・その他県主催の研修会参加	職員のスキルアップの為に、県社協等が実施している研修会に計画的に職員を参加させます。また、社協内の理解も必要な為、必要に応じて職員研修を行います。	随時参加
被災地支援	研修等に参加しても、実際の現場を経験しなければ、職員のスキルアップにはつながりません。よって、九社連等より職員派遣の依頼があった場合は、積極的に職員派遣を行います。	随時参加
災害ボランティアセンターの周知	広報誌やホームページ等を活用し、市民への周知活動を行います。	H31 年度より
定期調整会議の実施	行政と社協との年2回程度の調整会議を行い、いつでも対応できる状態とします。	H31 年度より

(3) 地域福祉に関する啓発活動の推進

地域福祉の重要性の理解を深める為には、市民に対しての啓発活動が重要となります。よってさまざまな事業を通じて市民への啓発を行っていきます。特に高校生などの学生に対する事業の推進を行い、若い世代への地域福祉活動の理解を深める活動を推進します。

(主な実施目標)

- くにさき福祉のつどいの内容検討
- ふれあい学習の推進
- 児童による愛のお便り運動の事業見直し

○ 青少年福祉体験教室の推進

具体的な取り組み・事業	内 容	期日・回数等
くにさき福祉のつどい	行政との共同での開催を検討します。 内容に関しては、総合的な表彰式や、地域福祉活動の理解を深めるきっかけ作りになるような大会とします。	H31 年度より調整
ふれあい学習	周知・PR を確実にいき、旧町毎に最低1校の実施となるように推進します。	H33 年度より
児童による愛のお便り運動	現在の活動内容で問題点は基本ありませんが、再度事業の見直しを行います。	H31 年度より
青少年福祉体験教室	周知・PR を確実にいき、旧町毎に最低1校の実施となるように推進します。 また、本会独自の取り組みを検討します。	H33 年度より

(4) 週一元気アップ教室の推進

市役所（高齢者支援課）と協働し高齢者が容易に通える範囲での通いの場で、住民主体による体操教室の立ち上げを推進します。また、住民主体で開催するため、リーダーとなるボランティアの養成講座、フォローアップ教室を開催します。

(主な実施目標)

- 65歳以上の人口における週一元気アップ教室の参加者割合の増加を図ります。
- 容易に通える、通いの場の創出のため新規開催地区の増加を図ります。

評価指標	基準値 (平成 28 年度)	目標値 (平成 34 年度)
65 歳以上人口における週一元気アップ教室の参加者割合	4.3%	10.0%

年度別・目標値	31	32	33	34	35
参加者割合（地区数）	7.0% (33)	8.3% (39)	9.6% (45)	10.0% (50)	10.0% (50)

具体的な取り組み・事業	内 容	期日・回数等
体操普及リーダー養成	リーダーとなるボランティアの養成講座の開催	年2回
フォローアップ教室	リーダーへのフォローアップ教室の開催	月1回
開催地区への定期支援	専門職等を派遣し、住民主体の介護予防活動の支援	通 年
体操普及リーダー交流会	開催地区の活動紹介、意見交換	年2回
未開催地区への訪問	区長、民生委員等への開催趣旨の訪問活動	通 年
周知活動	事業認知度の低い地区での訪問及び開催地区での周知	通 年

(5) サロン活動の充実

市役所（高齢者支援課）と協働し高齢者の交流の場、閉じこもり予防のための通いの場となるようサロン事業の推進及び充実を図ります。

(主な実施目標)

- 身近な地域において、誰もが気軽に集い交流を深めることができる場や機会の充実を図ります。
- 1 サロン団体当たり、月1回以上の開催日数の増加を図ります。

評価指標	基準値 (平成28年度)	目標値 (平成34年度)
元気高齢者健やかサロンの開催地区数	98 地区	149 地区

年度別・目標値	31	32	33	34	35
開催地区数	115	127	138	149	149

具体的な取り組み・事業	内 容	期日・回数等
未開催地区への訪問	区長、民生児童委員、保健推進員等への開催趣旨の訪問活動	随 時
周知活動	事業認知度の低い地区での訪問及び開催地区での周知	随 時
サロン活動の充実	月1回以上開催への、サロン代表者への声かけ	随 時
出前講座のご案内	サロン代表者への郵送による、お知らせ	年1回

(6) 交流の場の推進

地域で安心して生活する為には、住民同士の繋がりが大切であると思われます。高齢化が進み地域の繋がりが希薄化する中で、気軽に参加できる地域の交流の場の充実を図り、安心して生活できる環境の整備を行います。

(主な実施目標)

- 福祉ふれあいスポーツ大会の事業見直し
- 安岐町福祉ゾーン祭りの推進
- 一人暮らし高齢者のつどいの事業見直し

具体的な取り組み・事業	内 容	期日・回数等
福祉ふれあいスポーツ大会	現状の実施内容ではなく、ボランティア的な要素を入れることで、新たな事業として再生できる可能性があります。 よって、事業の根本的な目的や内容の再検討を行います。また、本来の目的である障がい者のふれあいを、再度検討し継続できる形を検討します。	H31 年度より 検討
安岐町福祉ゾーン祭り	鈴鳴荘、三角ベース、社協が合同で実施しているお盆の供養祭りです。年々参加者が減っている現状を踏まえ、再度目的等の検討を行い、より交流の輪が広がる祭りとなるように検討します。3者での話し合いも必要です。	H32 年度より
一人暮らし高齢者のつどい	旧町毎に各地区で1回実施していますが、地区のサロン活動が広がる中、本来の目的ではなくなってきました。今後この事業を続けるには難しい部分もあります。 民生委員との協議を実施し、3年以内に事業の方向性を決めます。	H31 年度より 検討し3年以内 に方向性の決定

2 適切な福祉サービスを利用できる仕組みづくり

適切な福祉サービスを利用できる仕組み	成年後見制度の普及と利用促進（行政重点）
	生活困窮者自立支援制度の推進（行政重点）
	相談ネットワークの構築
	日常生活自立支援事業の推進

（1）成年後見制度の普及と使用促進

日常生活を営む上で必要なサービスを利用するための契約や利用料の支払いが身近な問題となり、判断能力が不十分な人の財産管理や日常生活における援助など、権利擁護に関する支援や相談が増えています。

サービスを必要とする人が自らの判断に基づき、適切なサービスを利用することができるよう、サービス等について正しい情報提供を適切に行っていく必要があります。特に、判断能力に不安がある高齢者や障がいのある人に対しては、財産の管理や第三者との契約行為、日常生活に必要な諸手続きに関わる支援などとともに、サービスの活用にあたり不利益を被ることがないように、支援の強化を図っていく必要があります。

サービスの活用において問題が生じた場合、サービス事業者に比べて専門知識や情報が少ない利用者やその家族が、サービス事業者より弱い立場にならないよう、対等の立場で公正な解決を進める制度を利用していく必要があります。

（主な実施目標）

- 成年後見制度に関する市民向け講演会の開催
- 成年後見制度の普及と利用促進（広域型権利擁護センター）

評価指標	基準値 (平成 30 年度)	目標値 (平成 35 年度)
成年後見制度 [※] に関する市民向け講演会の開催	未実施	年 1 回

具体的な取り組み・事業	内 容	期日・回数等
成年後見制度の普及と利用促進	広報・普及啓発や各種相談機関との連携を図りながら相談体制整備を強化し、制度が必要な方に適切な相談対応や支援を行います。 また、5年後の単独での実施を目指し検討を行います。	H31 年度より事業開始